

大分県時短要請協力金（第2期）

大分県からの要請

2021.6.2

要請内容	(1) 営業時間を5時から 21時まで の間としてください (2) 酒類提供時間を11時からとし、酒類のオーダーストップは 20時まで としてください
要請期間	【第2期】 令和3年6月1日（火）0時～令和3年6月13日（日）24時（13日間）
対象地域	大分県全域
対象施設	飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けた飲食店・遊興施設等 ◆具体例：レストラン、居酒屋、バー、スナック、ライブハウス、カラオケボックス、 宿泊施設において宿泊客以外に飲食を提供する飲食施設 ◆対象外となる施設例（詳細は県ホームページQ&Aでお知らせします） テイクアウト・デリバリー専門店、スーパー・コンビニ等のイートインスペース

時短要請協力金の概要

給付要件	<ul style="list-style-type: none">○通常時、夜21時から朝5時までの時間帯に営業していること○要請期間において、時短要請に応じていない日がないこと○業種別ガイドラインを遵守していること○お客様に「マスク会食」の呼びかけを行うこと								
給付金額	<p>1日当たり給付額(★) × 時短要請に応じた日数</p> <p>(※1) 1日当たり売上高 令和元年または2年の飲食部門6月売上高 ÷ 30日</p> <p>◆中小企業・個人事業者（売上高方式）※売上高減少額方式の選択も可能</p> <table><thead><tr><th>1日当たり売上高（※1）</th><th>1日当たり給付額</th></tr></thead><tbody><tr><td>8万3,333円以下</td><td>2.5万円</td></tr><tr><td>8万3,333円超～25万円未満</td><td>1日当たり売上高の3割</td></tr><tr><td>25万円以上</td><td>7.5万円</td></tr></tbody></table> <p>(※2) 1日当たり売上高減少額 (令和元年または2年の飲食部門6月売上高 - 令和3年の飲食部門6月売上高) ÷ 30日</p> <p>◆大企業（売上高減少額方式） 1日当たり売上高減少額（※2）の4割 【上限額】「20万円」または「1日当たり売上額の3割」のいずれか低い額</p> <p>（★）1日当たり給付額の算出方法</p>	1日当たり売上高（※1）	1日当たり給付額	8万3,333円以下	2.5万円	8万3,333円超～25万円未満	1日当たり売上高の3割	25万円以上	7.5万円
1日当たり売上高（※1）	1日当たり給付額								
8万3,333円以下	2.5万円								
8万3,333円超～25万円未満	1日当たり売上高の3割								
25万円以上	7.5万円								

申請方法	必要書類の詳細については、あらためて県ホームページでお知らせします（第1期と同様に、電子申請または郵送での提出を予定）
申請期間	6月下旬から1ヶ月程度を予定しています あらためて県ホームページでお知らせします

問い合わせ先／大分県時短要請協力金事務局
TEL：050-6868-9518（平日9～18時）

